

答申第94号

(諮問第115号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年7月14日付けで行った公文書非公開決定処分については、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成27年7月1日付けで、実施機関に対して、「平成18年度浅海研究所の研究計画検討会の議事録」を内容とする公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、当該文書を作成していないため公文書不存在との理由で非公開決定を行い、平成27年7月14日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、上記非公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成27年7月17日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成18年度の水産関係研究職員に対する研究計画検討会当日は、水産試験場長や研究普及課の担当者などの他の部課の職員も出席していたので、浅海研究所に公文書が存在しなくても、他の部課に存在する可能性がある。

- (2) 平成18年度の大分県水産研究推進検討委員会ヒアリング(又は大分県水産研究企画調整会議)に関する資料やメモなどの文書が残っていないか確認を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件請求対象公文書の意義、性格について

本件請求対象公文書に係る研究計画検討会とは、研究レベルの向上及び効率化を目的として研究担当者を対象に必要な助言、評価、指導を行うために開催された大分県水産研究推進検討委員会ヒアリング又は大分県水産研究企画調整会議等と思われる。

しかし、農林水産研究指導センター水産研究部及び浅海・内水面グループにおける試験研究計画関係公文書の文書保存年限は1年から5年であり、平成18年度の試験研究計画関係公文書については、全て廃棄済となっていることから、本件公開請求対象公文書が実際に作成されていたかも含めて、その存在を確認することができなかった。

また、研究普及課、漁業管理課、水産振興課、農林水産研究指導センターにおいても、同様に当該公文書の存在は、確認できなかった。

以上のことから、本件公開請求対象公文書は存在しないことから、非公開としたものである。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類に基づいて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件請求対象公文書について

本件請求対象公文書の特定に当たっては、公文書公開請求書に記載のある「研究計画検討会」について、実施機関が作成した公文書非公開決定理由説明書には「大分県水産研究推進検討委員会ヒアリング」及び「大分県水産研究企画調整会議」と記載されている。

審査会において、当該理由説明書を異議申立人に送付し、意見書の提出を求めたが、異議申立人からは対象公文書の特定に関する意見は特になかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った対象公文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

2 公文書不存在による非公開決定の適否について

- (1) 平成20年3月に発行された「平成18年度大分県農林水産研究センター水産試験場事業報告」によると、「大分県水産研究推進検討委員会（所内評価）」とは、研究課題の推進に際し、必要な助言、評価及び検討を行うことにより、研究レベルの向上と効率化を図るために設置された委員会である。同委員会は、平成18年7月24日、26日に担当・所別のヒアリングを実施し、評価、助言、指導を行っている。

また、「大分県水産研究企画調整会議」とは、漁業者ニーズに迅速、的確に対応し、効率的な調査・研究活動を推進することにより、本県水産業の振興発展を図るために設置された会議であり、原則として月に1回（年12回）開催し、各部所の行事、予算及び研究課題等の連絡調整を行い、水産試験場としての方針を決定している。

上記の検討委員会及び調整会議は、大分県水産研究企画調整会議設置要綱等に基づき庁内の職員のみで構成された会議であり、議事録の作成を義務付ける規定は認められなかった。

よって、議事録を作成して保存すべき事項ではなかったことや仮に記録を作成していたとしても農林水産研究指導センター水産研究部及び浅海・内水面グループにおける試験研究計画関係公文書の保存期間が1年又は5年であることから、公文書公開請求時に請求対象公文書が存在していない、同様に研究普及課、漁業管理課等の関係課においても当該公文書の存在は確認できなかったとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点があるとは言えない。

- (2) 審査会は、請求対象公文書の存在の有無を確かめるために、農林水産研究センター水産研究部浅海・内水面グループ及び研究普及課等で実地調査を行ったが、対象となる平成18年度の関係簿冊は廃棄されており、請求対象公文書の存在は確認できなかった。
- (3) 以上のことから、本件請求対象公文書が実際に作成されていたかも含めて、その存在を確認することができないとの実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情を認めることはできない。

したがって、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 8月 5日	諮 問
平成27年12月16日	事案審議（平成27年度第9回審査会）
平成28年 2月24日	答申決定（平成27年度第11回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	大分合同新聞社 上席執行役員 論説編集委員室長兼 編集委員長	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	